

●税金（所得税、住民税）

税金は、国や地方公共団体が様々な行政サービスを行うための費用であり、納税は国民の義務とされています。

納税の義務…「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

【日本国憲法第30条】

①所得税

所得税とは国に納める税金の一つです。

1年間（1月1日から12月31日）に得た個人の所得（賃金等）に対してかかる税金であり、会社等から賃金の支払いを受ける労働者（サラリーマン）の所得税は、毎月の賃金やボーナスから引かれることとなっています。このことを「源泉徴収」と呼んでいます。

毎月、「給料引き」（「天引き」ともいいます）される税金の額はあくまで見込額であり、その年の給料の総額が確定する12月の最後の賃金の支払い時に、生命保険料等所得から控除される額を差し引いて、精算されます。これが「年末調整」と言われるものです。

②住民税

住民税の種類（次の2種類）

- ①「県民税」と呼ばれる県に納める税金
- ②「市（又は町、村）民税」と呼ばれる市町村に納める税金

住民税は前年の所得が課税対象となっていますから、学校を卒業してはじめて働いた方は、働いた年の翌年6月から「給料引き」の対象となります。



公的年金制度のしくみ

①20歳以上60歳未満のすべての人が加入する国民年金（基礎年金）と②会社員や公務員等が加入する厚生年金によるいわゆる「2階建て」とよばれる構造になっています。3階部分は、③会社等が拠出する「企業型確定拠出年金」や加入者自身が拠出する*iDeCo*等の私的年金に任意で加入することで、さらに上乗せの給付を受けることができます。

※大学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

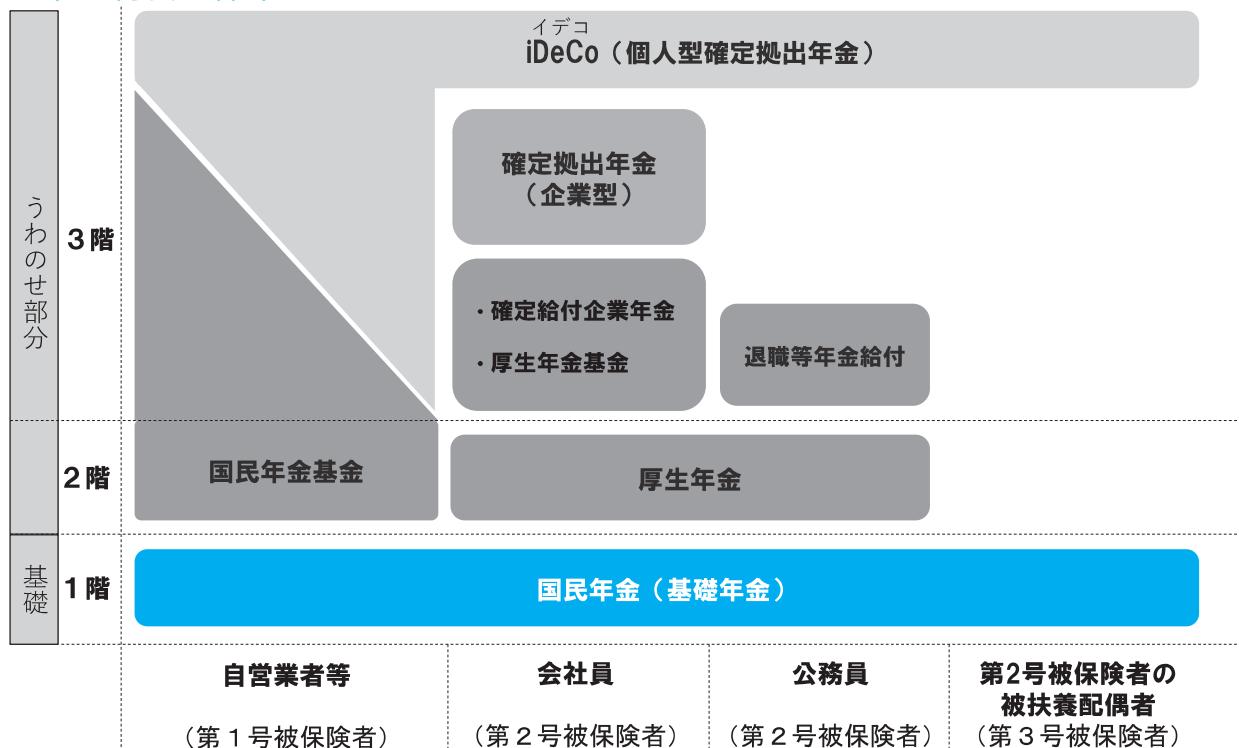
《国民年金》

*第1号被保険者…日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農業・漁業・商業等の自営業の人及び学生、フリーター、無職の人等で第2号、第3号被保険者でない人

*第2号被保険者…厚生年金の加入者（会社員、公務員等）

*第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で年間収入が130万円未満で厚生年金保険の加入要件に該当しない人

●年金制度の体系図



年金制度に関するお問い合わせ先は

最寄りの年金事務所 (P.53)